

令和2年11月6日

学生の皆さんへ

学生主事

課外活動（部・同好会活動）制限の緩和について（第5報）

11月9日より、課外活動の制限緩和について、トレーニングセンターの使用に関する内容を変更します。指導教員の先生方におかれましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示された感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している場所、③近距離での会話や発声が行われる密接空間、という「3密」の条件が同時に重なった場）を避け、安全な課外活動が行えるようご指導ください。また活動時には体温の測定をするとともに体調不良でないことを確認し、具合の悪い学生は参加を控えるようにご指導をお願いします。

・制限緩和にかかる条件（11月9日以降）

- ① 課外活動の可否については、学校の指示に従うこと。
- ② 学校に集合しての活動の場合（体育系・文化系共通）
 - (1) 屋内での活動は3密を避けられるような環境と人数に限る。屋外の活動については人数に制限を設けないが、特に(2)に配慮すること。ただし、各競技団体のガイドラインがある場合には、そちらを優先すること。
 - (2) 複数の人とトレーニングなどを行う場合には、相互に、前後左右1.5～2メートルの距離を取る。
 - (3) 屋内での活動においては、ドアや窓を広く開け、こまめな換気を行うこと。
 - (4) 手に触れる場所や用具をできるだけ消毒すること。またこまめに手洗いを行い、タオルやコップ等の共用はしないこと。
- ③ 活動を行うすべての部・同好会は「課外活動届」を必ず提出すること。
- ④ トレーニングセンターの使用については別紙「トレーニングセンターの使用に関する注意事項」を参照のこと。
- ⑤ 心和館の使用は当面禁止する
- ⑥ 学外で活動する場合、当該日前後1週間の行動記録をとること。

指導教員の指示に従って行動をしてください。なお、学外で活動する際には「学外で活動する際の承諾書」が必要となります。